

## 8月1日から 被保険者証が変更

後期高齢者医療制度の被保険者証（保険証）は、毎年8月1日に変わります。現在使っているオレンジ色の保険証の有効期限は7月31日まで。8月以降は使えません。

8月1日からの保険証は「藤色」です。被保険者の皆さんには、7月下旬までに郵送しますので、8月1日からはこの藤色の保険証を使用してください。

新しい保険証が届いたら、住所、氏名、皆さんが医療機関で支払う医療費の「一部負担金の割合（1割または3割）」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成22年中の所得によって決まりますので、前回と割合が異なる場合があります。有効期限を過ぎた保険証は使うことができませんので、細かく判断するなどして処分してください。住所・氏名などが他人に知られないよう十分注意してください。

生活健康課町民室（本庁） ☎ (56) 2222  
住民生活室（総合支所） ☎ (58) 7070

## 後期高齢者医療制度からお知らせ

# 保険証の変更と保険料の決定

皆さんが納める後期高齢者医療保険料は、安定した医療制度を維持するための大切な財源です。納め忘れのないようお願いします。

## 23年度の保険料は 22年中の所得で算出

平成22年中の所得に基づいて平成23年8月に、平成23年度の後期高齢者医療保険料を決定します。これを「確定賦課」といいます。

4、6、8月の仮徴収により平成23年度分の保険料を既に納付している人は、決定した保険料額から4、6、8月に納めた額を差し引いた残額を納めることとなります。その際、決定した保険料額よりも仮徴収額が大きければ、その差額が還付されます。

### ■納付の方法

納付方法は、年金差し引きによる特別徴収と、現金または口座振替による普通徴収があります。

年金を受給している人は、法令により、年金差し引きによる特別徴収が原則となります。基本的には、左ページの上の表に基づいた納付となります。

また、年金差し引きで納付している人でも、申し出て

よって「口座振替」による納付に変更することができます。その際は、役場担当窓口に申し出てください。

## 保険料の納付 について

後期高齢者医療保険料は、病院や薬局へ支払う皆さんの医療費に充てられます。安定した医療制度を維持するための大切な財源です。納め忘れのないようお願いします。

特別な事情によって保険料納付が難しい場合などは、気軽に役場担当窓口にご相談ください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）

**対象者**※1、世帯全員が住民税非課税（低所得者IIまたは低所得者I）の被保険者

**内容** 入院したとき、認定証の交付を受けることで、食事

代などが減額されます。

交付された認定証については、入院時または入院した月の月末までに医療機関の窓口へ必ず提示してください。

認定証が交付されていないと、この減額は適用されません。認定証が必要な人は次の1、2をご確認ください。

### ■手続きについて

1 既に減額認定証がある人

の初日からとなります。

## 医療機関などでの支払 いについて

次の①、②の条件に当てはまる人は、医療機関などでの医療費の自己負担割合が「3割」になります。

- ① 住民税の基準課税所得額が145万円以上の被保険者
- ② ①と同じ世帯の被保険者ただし、次の③から⑤の条件に当てはまる人は、確定申告書の写しなどを添えて申請すると、自己負担割合が「3割」から「1割」になります。
- ③ 被保険者が1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいて、被保険者と同じ世帯の70歳から75歳未満の人の収入合計額が520万円未満
- ④ ①と②の条件に当てはまらない人の医療費自己負担割合は「1割」になります。
- ⑤ 後期高齢者医療制度の詳細については、生活健康課町民室または住民生活室までお問い合わせください。

## ●保険料納付方法・納付月 ○=年金差し引き ◆=現金または口座振替

納付月▶ ▼徴収方法	平成23年												平成24年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
仮徴収されていて確定賦課でも年金差し引きとなる人	○		○		○		○		○		○				
仮徴収されていて確定賦課で普通徴収となる人	○		○		○		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
仮徴収されていなくて確定賦課で年金差し引きとなる人					◆	◆	○		○		○				
仮徴収されていなくて確定賦課で普通徴収となる人、および既に年金差し引き中止を申し出ている人					◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆			

※年度の途中で75歳になった人や他市町村から転入してきた場合などは、しばらくの間は現金または口座振替での納付（普通徴収）となりますのでご注意ください。

## ●保険料の軽減措置について

所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者だった人は、次のとおり保険料が軽減されます。

### ◆所得が低い人に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額が①から④の場合、次のとおりの軽減措置をします。

- ① 33万円以下の人……均等割8.5割軽減
- ② ①の内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない人……均等割9割軽減
- ③ 33万円 + {24.5万円 × 被保険者数 (世帯主を除く)} 以下の人……均等割5割軽減
- ④ 33万円 + {35万円 × 被保険者数} 以下の人……均等割2割軽減  
年金収入が153万円以上211万円以下※の人は、所得割が5割軽減となります。※年金収入のみの人の基準。そのほかの所得がある人は、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の場合に適用されます。

### ◆被用者保険の被扶養者だった人に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険組合などの被扶養者」だった人は所得割が課されず、均等割が9割軽減されます。

減額認定証を持っていない人  
現在、減額認定証を持っていない人で「対象者※」に該当する人は、必ず入院する時に役場担当窓口へ申請してください。申請がないと減額認定証は交付されません。

また、食事代などの減額が適用されるのは、申請した月